

項 目

改 正 案

第 4 章  
経過措置

第 1 章の規定にかかわらず、次の表の第 1 欄に掲げる診療料は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関のうち同表の第 2 欄に掲げる保険医療機関においてのみ、同表の第 3 欄に掲げる患者について、同表の第 4 欄に掲げる期間に限り、算定できるものとする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
区分番号 A 1 0 0 に掲げる一般病棟入院基本料及び A 1 0 6 に掲げる障害者施設等入院基本料のうち入院基本料 4 及び入院基本料 5	医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 8 号。以下「改正省令」という。）附則第 12 条及び第 13 条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関	第 1 欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	平成 18 年 3 月 31 日までの間
区分番号 A 1 0 2 に掲げる結核病棟入院基本料のうち入院基本料 6 及び入院基本料 7	改正省令附則第 16 条第 2 項又は第 17 条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関	第 1 欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	平成 18 年 3 月 31 日までの間
区分番号 A 1 0 3 に掲げる精神病棟入院基本料のうち入院基本料 4 及び入院基本料 5	医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 43 条の 2 に規定する病院以外の病院であ	第 1 欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	当分の間

	る保険医療機関		
区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料のうち入院基本料6	改正省令附則第14条第2項、第15条又は第20条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関	第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	改正省令附則第14条第2項又は第15条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関にあっては平成18年3月31日までの間、改正省令附則第20条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関にあっては当分の間
区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料のうち入院基本料7	改正省令附則第14条第2項又は第15条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関	第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	平成18年3月31日までの間
区分番号A315に掲げる老人性痴呆疾患療養病棟入院料	平成14年9月30日において、第1欄に掲げる診療料を算定する病棟を有する病院である保険医療機関	第2欄に掲げる病棟に入院している患者	平成18年3月31日までの間